二　前号イからヘまでに掲げる工事に要した費用の額の合計額が百万円を超えること。
三　第一号ニからトまでに掲げる工事のうちいずれか一の工事に要した費用の額が五十万円を超えること。

2　法附則第十一条の四第四項に規定する改修工事を行つた改修工事対象住宅で政令で定めるものは、住宅性能向上改修住宅のうち次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
一　床面積が五十平方メートル以上二百四十平方メートル以下のものであること。
二　第三十七条の十八第三項各号に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

附則第十条の二の二第一項を次のように改める。

法附則第十二条の二の七第一項第二号に規定する政令で定める自動車は、道路運送車両法第四条の規定により登録を受けている同法第二条第二項に規定する自動車並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十四条第一項の規定により道路運送車両法の規定が適用されない自動車のうち同条第三項の規定により番号及び標識を付されたものとする。

附則第十条の二の二中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「陶磁器製造業」を削り、「製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの」を「当該」に改め、同項の表陶磁器製造業の項を削り、同表鉱物（岩石及び砂利を含む。以下この項において同じ。）の掘採事業の項中「さく岩機」を「削岩機」に改め、同表たい肥製造業で総務省令で定めるものの項中「たい肥製造業」を「堆肥製造業」に、「たい肥の」を「堆肥の」に、「又はたい肥」を「又は堆肥」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2　法附則第十二条の二の七第一項第二号に規定する通信の用に供する機械又は自動車に類するものとして政令で定めるものは、レーダー、射撃統制装置その他総務省令で定めるものとする。

附則第十条の二の二に次の一項を加える。

11　法附則第十二条の二の七第五項に規定する政令で定めるものは、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定とする。

附則第十一条第二項第一号ヘ⑴中「三千立方メートル」を「六千立方メートル」に改め、同号ト⑴中「千五百平方メートル」を「三千平方メートル」に、「三千平方メートル」を「六千平方メートル」に改め、同条第五項中「同項第三号」を「同条第二項第三号」に改め、同条第十項中「附則第十五条第九項」を「附則第十五条第十一項」に改め、同項第二号中「二千万円」を「四千万円」に改め、同条第十一項から第十三項までの規定中「附則第十五条第十一項」を「附則第十五条第十三項」に改め、同条第十四項中「附則第十五条第十二項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同条第十五項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十六項」に改め、同条第十六項及び第十七項中「附則第十五条第十五項」を「附則第十五条第十七項」に改め、同条第十八項中「附則第十五条第十六項」を「附則第十五条第十八項」に改め、同条第十九項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同条第二十項中「附則第十五条第十八項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同条第二十一項及び第二十二項中「附則第十五条第十九項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同条第二十三項及び第二十四項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同条第二十五項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第二十三項」に改め、同条第二十六項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同条第二十七項中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同条第二十八項及び第二十九項中「附則第十五条第二十六項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同条第三十項中「附則第十五条第二十七項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、「護岸」の下に「（改良されたものにあつては、当該改良によつて高さを増したものに限る。）」を加え、同条第三十一項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同条第三十二項から第三十四項までの規定中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同条第三十五項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同条第三十六項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同条第三十七項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同条第三十八項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同条第三十九項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同条第四十項中「附則第十五条第三十五項」を「附則第十五条第三十七項」に改め、同条第三十六項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同条第三十七項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同条第三十七項中「附則第十五条第四十二項」に改め、同条に次の一項を加える。

38　法附則第十五条第四十三項に規定する特別特定技術基準対象施設で政令で定めるものは、護岸、岸壁及び物揚場とする。

附則第十一条の二第三項中「第十二条第一項第三号」を「第十三条第一項第三号」に改める。

附則第十五条第二項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同条第三項中「平成二十四年度に」を「平成二十七年度に」に、「平成二十四年度一般農地等」を「平成二十七年度一般農地等」に、「平成二十五年度に」を「平成二十八年度に」に、「平成二十五年度一般農地等」を「平成二十八年度一般農地等」に、「平成二十六年度に」を「平成二十九年度に」に、「平成二十六年度一般農地等」を「平成二十九年度一般農地等」に、「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に、「平成二十四年度分」を「平成二十七年度分」に、「平成二十五年度分」を「平成二十八年度分」に、「平成二十六年度分」を「平成二十九年度分」に改め、同条第四項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に改め、同項第二号中「平成二十三年度」を「平成二十六年度」に、「平成二十四年度」を「平成二十七年度」に、「平成二十五年度」を「平成二十八年度」に改め、同条第五項中「平成二十四年度から平成二十六年度まで」を「平成二十七年度から平成二十九年度まで」に、「特別区及び」を「特別区並びに」に、「区の区域」を「区及び総合区の区域」に改める。

附則第十八条の六の二の次に次の一条を加える。

（未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例）

第十八条の六の三　前条第一項の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が法附則第三十五条の三の三第一項に規定する未成年者口座管理契約（第四項において「未成年者口座管理契約」という。）に基づき同条第一項に規定する未成年者口座内上場株式等（第三項から第五項までにおいて「未成年者口座内上場株式等」という。）の譲渡をした場合について準用する。この場合において、前条第一項中「附則第三十五条の三の二第一項」とあるのは「附則第三十五条の三の三第二項」と、「非課税口座内上場株式等」とあるのは「未成年者口座内上場株式等」と読み替えるものとする。

2　前条第二項の規定は、法附則第三十五条の三の三第二項に規定する政令で定める金額について準用する。この場合において、前条第二項中「附則第三十五条の三の二第二項」とあるのは「附則第三十五条の三の三第二項」と、「規定する事由」とあるのは「規定する事由又は法附則第三十三条の二の二第一項に規定する契約不履行等事由」と読み替えるものとする。

3　前条第一項の規定は、法附則第三十三条の二の二第一項に規定する未成年者口座（第五項において「未成年者口座」という。）及び法附則第三十五条の三の三第三項に規定する課税未成年者口座（第五項において「課税未成年者口座」という。）を開設する道府県民税の所得割の納税義務者の同条第三項に規定する基準年（第五項において「基準年」という。）の前年十二月三十一日までに法附則第三十三条の二の二第一項に規定する契約不履行等事由（第五項において「契約不履行等事由」という。）が生じた場合に、法附則第三十五条の三の三第三項第一号から第三号までの規定により未成年者口座内上場株式等の譲渡があつたものとみなされたときについて準用する。この場合において、前条第一項中「附則第三十五条の三の二第一項」とあるのは「附則第三十五条の三の三第一項」と、「非課税口座内上場株式等」とあるのは「未成年者口座内上場株式等」と、「場合には、当該」とあるのは「場合には、法附則第三十五条の三の三第三項第一号から第三号までの規定による」と読み替えるものとする。

4　前条第三項の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が未成年者口座管理契約に基づき未成年者口座内上場株式等の譲渡をした場合について準用する。この場合において、同項中「附則第三十五条の三の二第四項」とあるのは「附則第三十五条の三の三第六項」と、「非課税口座内上場株式等」とあるのは「未成年者口座内上場株式等」と読み替えるものとする。